

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

記入例

○「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変し、収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。」

【1】

【1】予期せず令和4年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少がした場合☑を記入して下さい。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

あるもの等の通常収入が得られない月

② 申 込 【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

氏 名	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦	
					給与収入	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】			
記載例①(収入で申請) ※令和4年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合										
1	1	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和4年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 110,000 円	110,000 円	0 円	0 円	1,320,000 円	1,378,000 円
2	0	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和4年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円	円
4		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円	円
5	1	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 140,000 円	140,000 円	0 円	0 円	1,680,000 円	1,378,000 円

(記

- ① 【令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入により申請する場合】
② 【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、
③ ⑥欄には、D×12の額を記載して下さい。
④ 【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、
⑤ 【5】この額を⑦欄に記入して下さい。
⑥ 【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、
⑦ ⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、2枚目は記載不要)

が扶養している親族の数を記

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。(2枚目を記入)

※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。
※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
※年金収入がある場合にご記入ください。
※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

事業収入又は
不動産収入

※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。
※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。

年金収入

※年金収入がある場合にご記入ください。
※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与と収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課税されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当給与収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

【4】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額	【非課税相当額】 非課税所得 限度額
			給与所得 控除額	事業収入 等の経費	公的年金等 控除		
		記載例① (収入で申請)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	【一】						
2		記載不要 (空欄)					
3							
4							
5	記載例② (所得で申請)	【8】 1,680,000		【9】 860,000		【11】 820,000	【10】 828,000

【一】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
年間所得見込額＝収入額－
（⑧給与所得控除額＋
⑨事業収入等の経費＋
⑩公的年金等控除）
⑪の額が⑫の額を下回れば
支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額 (⑥欄) の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① $A \times 12$ の額 (給与収入分) が 162.5 万円以下 → 55 万円
- ② $A \times 12$ の額 (給与収入分) が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分 $\times 40\%$ - 10 万円
- ③ $A \times 12$ の額 (給与収入分) が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分 $\times 30\%$ + 8 万円
- ④ $A \times 12$ の額 (給与収入分) が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分 $\times 20\%$ + 44 万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額をご記入ください
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65 歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60 万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
 - : 130 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25$ + 27 万 5 千円
 - : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15$ + 68 万 5 千円
- (65 歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110 万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
 - : 330 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25$ + 27 万 5 千円
 - : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15$ + 68 万 5 千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪ 年間所得見込額 = ⑥ 年間収入見込額 - (⑧ 給与所得控除額 + ⑨ 事業収入等の経費 + ⑩ 公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者 (所得金額 48 万円以下の者)」「扶養親族 (16 歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0 万円
配偶者・扶養親族 (1 名) を扶養している場合	82.8 万円
配偶者・扶養親族 (計 2 名) を扶養している場合	110.8 万円
配偶者・扶養親族 (計 3 名) を扶養している場合	138.8 万円
配偶者・扶養親族 (計 4 名) を扶養している場合	166.8 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0 万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用